

移動型スマホ教室「スマホなんでもサポート号」

ページ番号
1003292

快適な車内で、少人数で実施するわかりやすいスマホ教室を開催します！機種や携帯会社に関係なく、スマホをお持ちでない人でも受講することができます。参加を希望する教室を下記予約窓口にてお申し込みください。

開催日は「スマホ相談窓口」も併設します。スマホに関するお困り事など、お気軽にご相談ください。

◆開催場所 町中央公民館 駐車場

◆開催日	8月	9月
	5日(水)・19日(水)・26日(水)	2日(水)・9日(水)・16日(水)・30日(水)

◆開催時間/内容

時間	内容	定員	内容	定員
11時～12時	個別相談会(先着2組 ※1組2人まで) 疑問・お困り事を集中的に解消	2組 (2組4人)	個別相談会(先着2組 ※1組2人まで) 疑問・お困り事を集中的に解消	2組 (2組4人)
13時～14時	スマホの使い方(応用編) ネットやアプリを使ってみよう。インターネットでの調べ方、音声操作、アプリの追加、移動方法などについて学びます。	3人	スマホ決済の使い方 スマホ決済の概要の説明やセキュリティ、実際の使い方を学びます。	3人
14時30分～15時30分	スマホの使い方(基礎編) マップを使いながら基本操作とルート検索、カメラの撮影と動画の撮影、QRコードの読み取りについて学びます。	3人	LINEでコミュニケーション トークの送り方、写真・スタンプの送り方、グループトークの作り方、ビデオ通話の仕方を学びます。	3人

◆申込先

スマホなんでもサポート号予約窓口 ☎(通話料無料)0800-111-9442

受付時間 9時～17時(土・日曜日、祝日も可) ※つながりにくい場合は、時間を空けてご連絡ください



問 企画財政課 ☎32-1102

督促状と延滞金について

ページ番号
1001694

■督促状について

町税などについて、納期限までに完納されない場合、地方税法において「納期限後20日以内に、督促状を発しなればならない」と定められており、督促状が発送されます。

納付後、金融機関から公金として入金されるまで日数(2日間～1週間程度)が必要です。納付の時期によって、すでに納付したものでも行き違いで督促状が発送されてしまう場合がありますので、ご了承ください。

■延滞金について

納期ごとの納めるべき税金などが、その期限までに完納されない場合には、納期限内に納付した人との公平性を保つため、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて一定の割合を乗じて計算した金額を、税額とあわせて納めていただかなければなりません。この金額のことを延滞金といいます。

督促状や延滞金が発生しないよう、納期限内納付にご協力ください。

問 税務課 徴収推進室 ☎32-5091